

6歳未満の患者さんへ  
「小児かかりつけ医制度」についての説明

令和2年4月から診療報酬制度が変わり「かかりつけ医」登録が始まりました。6歳未満で、当院を今まで4回以上受診（予防接種健診を含）したことがあり、当院を「かかりつけ医」として同意し登録された方が対象です。

小児科の「かかりつけ医」登録された方にはとして次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 急を要する相談は可能な範囲で電話による問い合わせに対応します。

\* 夜間の診療については下記の医療機関や小児救急電話相談にご相談ください。

夜間急病診療所 0564-52-1906 (19:30~22:30)

(当院医師も出務しています)

愛知県小児救急電話相談 #8000 (19:00~翌朝8:00)

\* 休日・祝日は岡崎市休日緊急当直医療機関の受診をお願いします。

お子さんにとって良いことは、一人の医師が継続して診療することで発達発育を経時的に把握でき、予防接種の時期には声掛けができますし、継続して治療が必要な病気のアドバイスもしやすくなります。

かかりつけ医登録は1医療機関ですが、他院にかかることを制限するものではありません。

かかりつけ医登録をした患者さん・ご家族へのお願い

- 緊急時など、都合により他院を受診した場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。(他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせください)
- 健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時に母子手帳をお持ちください

当院をかかりつけ医にご希望の方は診療時にお申し出ください。

対象の方に医師から声をかけさせていただくこともあります。